

平成 1 7 年度
第 4 回 鞍手町行財政改革推進委員会
会 議 録

平成 1 7 年 7 月 2 1 日
於：鞍手町議会議事堂

平成17年度 第4回 鞍手町行財政改革推進委員会

- 1 開催日 平成17年7月21日(木)
- 2 開催時間 開会10時02分
閉会11時35分
- 3 開催場所 鞍手町議会議事堂
- 4 出席委員 会長 福本博文
職務代理 宮崎實男
委員 添田忠敏 許斐英幸
有松弘美 薦野君由
麻生秀生 藤井福吉
武谷位千子 小島美智子
亀井 滋 五百路恵美子
- 5 欠席委員 川野高實 白石修二
榊原 紘
- 6 推進本部 鶴崎節男
- 7 事務局 諸富義和 白石秀美
石田正樹
- 8 傍聴者 なし

平成17年度 第4回 鞍手町行財政改革推進委員会会議

日時：平成17年7月21日（木）

午前10時00分から

場所：鞍手町議会議事堂

会議次第

1 開会

2 会長あいさつ

3 会議録署名人の指名

4 議事

(1) 中間答申の内容について（資料18）

(2) その他

5 次回の開催予定について

第5回会議 日時：平成 年 月 日（ ）
時から

場所：

6 閉会

【議 事】

事務局

おはようございます。ただ今から第4回鞍手町行財政改革推進委員会の会議を開会いたします。本日の会議は、お手元の会議次第に従って進行させていただきます。それから川野委員につきましては、本日は都合により欠席されるということでご連絡をいただいておりますが、白石委員とそれから榊原委員については、ご連絡をいただいておりますけれども、定刻になりましたので始めさせていただきますと思います。携帯電話につきましては、電源をお切りいただくか、マナーモードに切り替えていただきますようお願いいたします。また、庁舎内のエアコンにつきましては、経費節減や環境問題に配慮いたしまして高めの温度に設定しておりますので、委員の皆様におかれましても、どうぞ、審議のしやすいスタイルをお願いいたします。

それでは、会長あいさつを福本会長お願いいたします。

福本会長

おはようございます。梅雨がですね明けまして、大変に暑い夏がやってまいりました。まあそういった中ですね、今日は早朝からまた、行革のですね会議ということで、大変にご苦労さんでございます。あの今日はですね、大変あの重要な事項をですね、審査をするとそういうふうに思っております。と言いますのも、当初、町長からお願いがございましたように、できれば7月いっぱいぐらいにはですね中間答申、いわゆる基本方針、基本目標そういったものを出してくださいよというようなですね諮問を受けておりますので、できましたらですね、今日ですね、そういった中間答申のですね、ハードルを越えたいなとそういうふうに考えております。あの今日ですね、会議を招集するに至りまして、ご案内をしておりましたとおりですね、レジメが確か2枚か3枚入っておったと思っておりますけれども、あの3回のですね、過去3回のですね、会議のですね内容をですね、付帯意見として、えー、ございますかね。(委員にはまだ配布されておらず) あっすいません。はい。じゃあ申し訳ございません。あの今日ですね、中間答申のハードルを越えたいとそういうふうに思っておりますけれども、前回ですね、第3回のときに、資料の18番ですね、これをあげておったと思っておりますけれども、まああの、なにせ時間がなかったものですから、熟読をしてくださいよということで資料を出しておったと思っております。それで、まあ事務局の方からですね、改めて素案という形で、今日ですね、出てくると思っておりますので、どうぞ、それにつきましてですね、皆様方のご意見、あるいは慎重な審議をしていただきまして、できましたら基本方針、それからまた基本目標をですね、クリアしたいと思っておりますし、それからできましたらですね、町長の方に中間答申をとということでいきたいと思っておりますので、どうぞよろしくをお願いをしたいと思っております。であの、今日はですね、資料の16、それから17、18、こういったものがですね、大体あの、同じような内容を書いておる訳でございますけれども、そういう所がですね、非常に基本的に大事であろうと思っておりますので、今一度申しますけれども、資料の16番、17番、18番、今日いただきます素案がですね19番ということになってくると思っておりますけれども、そこ

ら辺が非常に大事であろうと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。以上でございます。

事務局

ありがとうございました。ここからは条例の規定によりまして会長に議長として議事進行をお願いいたします。

福本会長

第4回ですね、鞍手町行財政改革推進委員会の会議を開催いたします。始めにですね、本日の会議録署名人を指名をいたしたいと思ひます。本日の会議録署名人は、薦野委員と麻生委員をお願いいたしますのでよろしくお願ひいたします。それではですね、本日の議事につきまして、前回ですね、あの、中間答申の内容につきましてですねご質問がございました。それはあの、第3次鞍手町総合計画の基本構想で目標とされた、平成17年の人口規模2万7000人についてですね、質問を受けておりましたので、これのご答弁をですね、企画財政課長の方から説明を受けたいと思っております。

企画財政課長

ではあの、平成6年3月に策定いたしました、平成17年度を目標年度とする第3次鞍手町総合計画の中で、まちづくりの目標指標として将来人口を2万7000人と設定しました、その考え方についてお答えいたします。この計画を策定しました平成6年当時の人口は、過去、約10年ほぼ横ばいの2万500人ぐらいで推移しておりました。この傾向は余り変化しておりませんでした。このことから将来人口の推計につきましては、過去の人口の推移を時系列に抑え、将来の人口を推計する分析方法であります、回帰分析、回るといふ字と帰るといふ字ですね。回帰分析という方法で推計しますと、平成17年においても大きな変化がないものと予測されました。また、将来人口を国勢調査のベースの出生率と死亡率のみの自然増減数を算出した後、社会増減人口を加味して推計するコーホート法という分析方法がありますけども、このコーホート法による推計でも、平成17年度の人口は変わらないと予測されました。このことから、当時推計しました鞍手町の将来人口は、今後も現状ないしは、微増傾向で推移することを予測しました。これにこの総合計画の主要施策であります、政策的要因を勘案して、加味しまして2万7000人としたものです。この政策的要因であります、鞍手町の用途地域の土地利用、JR鞍手駅周辺土地区画整備事業、さらに東西南北方向の幹線道路整備や、下水道整備による交通条件や居住環境の向上、また隣接都市での大規模工場や町内での従業者数の増大を考慮し、計画的に住宅地としての土地利用の導入を図った場合の人口を想定したものです。具体的な推計につきましては、この政策の展開によりまして、用途地域内で53ヘクタールの宅地化、それからJR鞍手駅周辺土地区画整備事業によりまして発生する宅地見込みで25ヘクタール、合計で78ヘクタールが宅地化され、1戸当たりの面積が約300平方メートルとしますと、平成17年度までに、約2600戸の住宅ができることを見込みました。こ

れに1世帯当たりの人口を2.93人と見込みますと、約7620人が増加することと予想しました。それで平成2年の人口が2万332人でありますから、合計しますと約2万8000人となります。しかし一方で、用途地域外の人口の減少は約1000人ほどあると見込まれましたので、2万7000人になると推計したものであります。簡単ですけども、以上でございます。

福本会長

はい。あの人口のですね2万7000人の目標につきまして、今、企画財政課長からですね説明がございましたが、何かこの点につきまして、ご質問のある方は挙手をお願いをしたいと思いますっておりますが。質問者の方は誰だったですかね。榊原さんでしたかね。よろしいですかね。はい。それでは議事進行をさせていただきます。

企画財政課長退席

前回に引き続きましてですね、中間答申の内容についての議事に入らしていただきます。始めにですね、前回配布しました資料の18番について、事務局の説明を求めます。はい、事務局。

事務局

資料18をご覧ください。資料18、前回お配りいたしましたけれども、第4次鞍手町行財政改革大綱フレーム、事務局の素案という形で作っております。1章から4章までの構成で大綱フレームを作っておりますが、まず第1章の行財政改革の必要性。このあたりにつきましては、町長からの諮問の中で、これまでの経過、あるいはこの行財政改革に至る経緯など、諮問書の中に盛り込まれておりました。そういった部分から、行財政改革の社会的要因でありますとか、鞍手町の現状、そこから出てくる行政改革の必要性というような部分を謳っていくというような形で考えております。それから第2章、改革の基本方針及び目標。この部分がいわゆる中間答申で委員会の方から出していただきたいという部分なんです。資料17を前回最初にご説明いたしましたけれども、各専門部会の役割についてというものがああります。この各専門部会それぞれの目的を持って4つの専門部会を設けております。この目的をいわゆるこの基本方針、目標にあてはめた形で、4つのものを、 から までを掲げているわけでございます。ですから専門部会の役割と、ここがリンクしている形になります。そして、この第2章、右の方に見ていただきますと、基本方針、目標を具体化という部分で、第4章の方にっておりますけれども、ここでいう第4章の中の大分類、この4つが、この第2章の中の4つが上がってきて、それを中分類で整理していきながら、小分類22の項目になっております。この小分類を基本的には目標と、基本目標という形の標題で考えていただきたいと思っております。この目標に対して細分類が実施計画の中で細かく出てくるというような形です。そして、第3章の方に移りますが、第3章では実施計画と推進体制。実施計画の計画期間、これは総務省の指針の中にありましたように、平成17年度から概ね平成21年度までということで決められてお

りました。先日、県の方の説明会がございまして、この概ねという平成21年度までという、概ねというのはどういう部分を指すのかという説明がありました。それは今、合併協議が終わって、今後合併をしていくような状況にある、そういった市町村については1年なり2年なりずれこむというケースがあるので、そういった団体が対象であると、それ以外のところについては基本的に21年度を目指してくださいということです、平成21年度までということになります。それから実施計画の見直し、これはこれまでも説明してまいりましたように、PDCAというサイクルを導入することによって、計画、実行、そして検証、見直しというような、この繰り返しの中で実効性を高めていこうということで、そういったものを考えております。その下の推進体制とも関わってくるわけですが、このPDCAサイクルの中で、推進本部と推進委員会がキャッチボールをしながら連携して行って、見直し、そして実行していくということでございます。それから進捗状況の報告ですが、いわゆる透明性の確保という部分になるわけですが、各年度終了毎ということを基本的に考えております。そしてまあ、第4章については先ほどご説明いたしました。全体については、大体、こういう大枠の骨組みという形になりますけれども、あと細かい、いわゆる今日決めていただく中間答申の中身、改革の基本方針及び目標のもう少し具体的に詳しい内容ということになりますと、中間答申の、その中身そのものになってまいりますので、事務局として素案を作成をいたしました。会長の方からかなり助言をいただきまして、この資料18についても少し見直すような形で、若干修正をする形で、実は準備をさして頂いております。それでその中身につきましては、もしよろしければ、今日、今からお配りをさしていただいて説明さしていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

福本会長

はい、あのですね、資料の18番ですね。第1章から第2章、3章、4章とここにありますが、まあ、ここではですね、第2章ですね、第2章の基本方針及び目標、これの体系的が第4章になりますですね。それで大体あの、ざっくりばらんに言いますとですね、資料の17番と同じような内容であるということが一目瞭然で分かると思います。それでですね、あのまあ大体、この様式とかですね、文言とかですね、そういったものをですね、まああの事務局の方が詳しいからですね、大綱フレームを一応素案として作っていただきましたけども、この大綱フレームでよろしければですね、またもう一つですね、詳しく掘り下げて、資料の19番ということで、これのあの、非常に説明が詳しく載っておりますが、それを提出をしたいと思いますが、まずはこの資料18番、この大綱フレームでよろしいでしょうか。何かご質問等があれば挙手をお願いをしたいと思いますが、よろしいですか。

「はい」という声

それじゃですね、資料18番、大綱フレームですね、これで了承ということになりますので、後はですね、資料の19番を、素案をですね今からお配りをいたします。

資料 19 を配布

いきましたかね。じゃあですね、資料の 19 番がお配りいたしましたので、あの、付帯意見をですね、ここにずっとつけております。今までの会議のですね中で、いろいろのご意見を賜った分でございますけども、1 番から 7 番までであると思いますので、付帯意見がございます。それで資料 19 番をですね、詳しく事務局の方からご説明を願います。はい、事務局お願いします。

事務局

素案という形で、資料 19 で中間答申のいわゆるスタイルで作っております。まずあの、スケジュール的に一応 7 月中の中間答申ということで考えておりましたので、一応、平成 17 年 7 月というような形で入れております。この中間答申につきましては、6 月 10 日の諮問の時に、今後の行財政改革における鞍手町としての基本方針及び基本目標の策定及び提示ということでございましたので、先ほどの大綱フレームという形で骨組みを整理したわけですが、じゃあ、その中で大分類に当たる部分、これを基本方針、小分類に当たる部分を基本目標というような形で考えてここに掲げております。3 ページの方になります。4 基本方針（大分類）と 22 基本目標（小分類）ということで、第 4 次鞍手町行財政改革大綱フレームの内容についてということで、ここにそれぞれの基本方針、基本目標の内容について掲げております。基本方針につきましては、資料 18 の中で謳っておりましたものと、若干見直しをいたしまして言葉的に変わっている部分があります。まず基本方針の 1 ですが、行政経営の視点による危機を克服できる安定した財政基盤の確立ということで、ちょっと読み上げてまいります。景気の低迷や三位一体の改革の影響を受け、本町の財政状況は、まさに危機的な状況に直面しています。平成 17 年度から平成 21 年度までの財政シミュレーションでは、毎年度、歳入歳出の差し引きがマイナスとなり、5 年間のマイナス合計は約 25 億円にのぼると見込まれます。このような現状においては、現在実施している行政サービスを今後も従来と同じように維持・継続することは困難な状況です。よって、この危機的な状況を克服するため、民間企業の経営手法等を参考に、行政経営の視点から歳入・歳出について厳しく見直し、自主性・自律性の高い安定した財政基盤の確立を図ります。というようなことが、この基本方針の内容ということになります。それから、この基本方針 1 の中には、基本目標 1 から 7 までがございます。小分類の 7 項目に対応しているわけです。まず基本目標の 1 ですが、収納率の向上という小分類の項目ですが、この中身といたしましては、税及び使用料・手数料等の収納体制の強化について、目標となる指標の設定などを視野に入れながら検討し、その検討結果を公表して、収納率の向上を目指します。という目標になっております。それから基本目標の 2、公平、公正な受益者負担。使用料及び手数料などの適正化について、算定基準の明確化、近隣市町とのバランス、無料施設の有料化、減免基準の統一などを視野に入れながら検討し、その検討結果を公表して、公平、公正な受益者負担の実現を目指します。基本目標 3、財源の確保ということになります。短期的財源や長期的財

源について、未利用地の処分、企業誘致、法定外税の新設、超過課税の実施及び収益性のある事業の導入などを視野に入れながら検討し、その検討結果を公表して、財源確保を目指します。基本目標 4、各種補助金の見直し。補助金等の必要性、費用対効果などについて、適正な補助基準の設定などを視野に入れながら検討し、その検討結果を公表して、各種補助金の見直しを目指します。基本目標 5、人件費の見直し。給与制度・運用・水準の適正化などについて、職員定数の見直しなどを視野に入れながら検討し、その検討結果を公表して、人件費の見直しを目指します。4 ページに参りまして基本目標の 6、公共事業等の見直し。効率的かつ効果的な公共事業の実施について、コストの削減、選択と集中による予算の重点配分などを視野に入れながら検討し、その検討結果を公表して、公共事業等の見直しを目指します。基本目標 7、経常経費、投資的経費の見直し。歳出の抑制について、事務処理コストの削減などを視野に入れながら検討し、その検討結果を公表して、経常経費及び投資的経費の見直しを目指します。ということで基本方針に係ります基本目標 7 つがこのような形ということでございます。続きまして、あの今の部分は、財政専門部会に係る部分という形になります。続きまして、基本方針 2 につきましては、行政運営専門部会に係る部分の基本方針ということになります。透明性の高い効率的・効果的な行政運営と協働による住民自治の推進。内容といたしましては、行政の役割は、住民生活に必需な行政サービスを提供することであり、これまで多様化する住民ニーズに対応するため、行政サービスの領域は飛躍的に拡大してきました。しかし、財政状況が逼迫する中で多様化する住民ニーズや新しい行政需要に的確に対応していくためには、行政サービスの内容や提供方法などについて、新たなシステムを確立させることが必要であり、その見直し過程においては、その内容の公表と説明責任の確保が必要です。そのために、行政運営全般において P D C A サイクル (PLAN 計画、DO 実施、CHECK 評価点検、ACTION 見直し) を確立させ、絶えず評価・見直しを行い、その過程を公表するとともに、住民の意見を反映しながら緊急度及び重要度の高いものを優先して予算を重点配分するなど、行政経営の視点からの行政運営へ変革させた業務執行体制の確立を図ります。また、行政が実施すべきこと、住民が実施できること、地域の協働により実施すべきことなどを整理し、民間委託等も視野に入れながら行政の守備範囲を明確化して、簡素で効率的な行政の実現を図ります。これに、この基本方針に係ります目標が、基本目標 8 から基本目標 13 までになります。基本目標 8、事務事業の見直し。事務処理方法などの改善について、民間への業務委託などを視野に入れながら検討し、その検討結果を公表して、事務事業の見直しを目指します。基本目標 9、行政評価の定着。事務事業の不断の見直しについて、P D C A サイクル手法などを視野に入れながら検討し、その検討結果を公表して、行政評価の定着を目指します。基本目標 10、行政サービスの向上。窓口業務の向上などについて、住民ニーズの把握を視野に入れながら検討し、その検討結果を公表して、行政サービスの向上を目指します。基本目標 11、情報の公開と共有。町行政の重要な取り組みの決定過程の公表などについて、説明責任の向上による透明性の確保などを視野に入れながら検討し、その検討結果を公表して、住民への情報の公開、住民と行政の情報の共有を目指します。基本目標 12、住民参画の推進。住民の意見を行政に反映させる機会の拡大について、具体的手法の

導入などを視野に入れながら検討し、その検討結果を公表して、住民参画の推進を目指します。基本目標 13、住民と行政との協働。行政と住民の役割の明確化について、住民団体の育成・支援、地域コミュニティの推進などを視野に入れながら検討し、その検討結果を公表して、行政と住民の協働によるまちづくりを目指します。以上が基本方針に係る部分でございます。続きまして基本方針 3 ですが、ここは組織機構に係る部分になります。地方分権時代に柔軟に対応できる組織編成と人材育成の推進。内容的には、中央集権時代から地方分権時代へと変革する環境の中、行政需要は多様化し、新たな行政課題や住民ニーズに応じた行政施策の展開が求められています。また、危機的な財政状況を克服するためには、行政職員としての資質を高め、経営的視点からの業務遂行能力や高度な政策形成能力を醸成していく体制が必要です。このため、町民ニーズを的確に把握しながら、地方分権時代に対応した行政サービスを提供できる行政の組織編成（附属機関を含む。）や職員の資質向上を図ります。基本目標としては 14 から 18 までになります。基本目標 14、柔軟な組織の編成。地方分権や社会の変化に対応した行政の体制づくりについて、庁内分権、決裁権限の委譲などを視野に入れながら検討し、その検討結果を公表して、柔軟な組織の編成を目指します。基本目標 15、職員配置の適正化。職員の定員管理について、今後の退職者数や採用者数見込みを視野に入れながら検討し、その検討結果を公表して、職員配置の適正化を目指します。基本目標 16、附属機関の見直し。附属機関の客観性の確保について、その役割や必要性の検証を視野に入れながら検討し、その検討結果を公表して、附属機関の見直しを目指します。基本目標 17、人材育成の推進。多様化する行政需要への対応について、職員の専門性や政策形成能力の向上を図る研修等の実施などを視野に入れながら検討し、その検討結果を公表して、人材育成の推進を目指します。基本目標 18、人事交流等の推進。職員の資質向上について、民間企業や先進自治体との交流などを視野に入れながら検討し、その検討結果を公表して、人事交流等の推進を目指します。以上が基本方針 3 に係る目標です。続きまして基本方針 4 ですが、ここは施設関係の部分になります。民間委託等を活用した公共施設の効率的・効果的な管理・運営の推進。内容的には、公共施設の管理・運営については、人件費を含め経常経費として財政支出に与える影響は非常に大きいものがあります。また、社会情勢の変化や住民ニーズの変化により公共施設の持つ特性や目的、必要性は大きく変わってきています。そのため、それぞれの施設の必要性や行政経営の視点からの検証を通して、指定管理者制度への移行、直営（一部業務委託を含む。）廃止又は用途の見直しなどについて検討し、住民ニーズに対応できる公共施設として、効率的・効果的な管理・運営体制の確立を図ります。というのが基本方針 4 です。これに目標が 19 から 22 までの 4 つがついております。基本目標 19、施設の改善。老朽化等に伴う施設補修について、その効率的かつ効果的な実施などを視野に入れながら検討し、その検討結果を公表して、施設の改善を目指します。基本目標 20、施設の管理。住民の利用しやすい施設づくりについて、利用申請、料金の収納、利用方法の改善などを視野に入れながら検討し、その検討結果を公表して、効率的かつ効果的な施設の管理を目指します。基本目標 21、民間委託等の推進。効率的かつ効果的な施設運営について、全ての施設を対象に、指定管理者制度、PFI 等による民間活力の有効活用又は直営

(一部業務委託を含む。)などを視野に入れながら検討し、その検討結果を公表して、民間委託等の推進を目指します。基本目標22、統合、廃止及び用途の見直し。自治体の規模にあった施設数、施設規模等について、利用の現状、利用関係者の意見、費用対効果の把握などを視野に入れながら検討し、その検討結果を公表して、施設の統合、廃止及び用途の見直しを目指します。ということで、以上4つの基本方針と22の基本目標という形での内容になります。基本的に基本目標の言い回しといたしましては、検討結果を公表して、そして、その目標を目指すという形にしておりますが、具体的なその公表の時期とか、そういったものについては、この中では謳っておりませんので、1枚目の方、1ページですね、見ていただきますと付帯意見がございます。そういった中に、この付帯意見の中にそういった部分、具体的な公表の時期を示してくださいというような部分などはこの中に謳っております。この付帯意見7項目を、1ページから2ページに掲げておりますが、この基本といたしましたのは、この第1回から第3回までの中で、委員の皆様からいただいたご意見、それから本部の方で第3次の総括をいたしました。その中で今後の留意点としてあげておりました部分があります。こういったものを参考にしながらこの7項目を掲げております。ちょっと読み上げていきたいと思えます。付帯意見1、当委員会が示した基本方針及び基本目標に付随する大綱フレームの体系により、第4次大綱及び実施計画を策定され、総務省の新たな指針の内容に適合するよう、改革項目を調整されたい。ということで、この大綱フレームで示している、この体系に基づいて、いわゆる大綱、実施計画を策定してくださいということです。それから2番目ですが、行財政改革の視点で改革項目を精査し、第3次改革の具体的改革項目の中で、達成可能なものは第4次改革に引き継がずに続けて実施され、当委員会に実施結果を報告されたい。また、改革内容を見直して第4次改革に引き継ぐ項目及び新たに掲げる項目については、その実効性の確保に努められたい。2ページにまいりまして、付帯意見の3ですが、改革の半ばで停滞し、推進が困難となる項目等の課題解決の支援体制を整備されたい。4、定期的な検証により未着手の項目をなくすよう、実施体制を整備されたい。5、改革項目については、検討及び実施の概要をできるだけ具体化されるとともに目標時期を定められ、検討の場合は検討結果、実施の場合は実施結果の公表時期を示されたい。6番、改革項目において、数値目標の設定が可能な場合は、全て算出根拠を示して数値目標を設定され、併せて評価方法をあらかじめ定められたい。また、数値目標の設定になじまないと判断される項目については、その理由を明確にされ、目標時期に到達したときの評価方法を、住民にわかりやすい方法であらかじめ定められたい。7、改革項目の担当専門部会、担当部署などの推進の主体を明らかにされ、実施経過及び結果の当委員会への報告時期と住民への公表時期を示すなどの方法で、透明性を確保されたい。ということで、7項目を事務局の方で、一応こういった項目になるのかなということで想定をいたしまして掲げております。あくまでもこれは素案として、今日ここに提示させていただいておりますので、委員会の皆様で見ていただきまして、これを叩いていただき、最終形といいますか、完成形に近づけていただきたいというふうに考えております。よろしく願いいたします。

福本会長

はい。今ですね、あの資料の19番につきまして詳しく説明がございました。まあそれですね、あの、今後のですね流れでございますけども、仮にあの、これをですね中間答申として町長の方に答申をいたしますと、行政側がですね、各専門部会を作っておりますので、行政の行財政改革推進本部のですね。9月の中旬くらいまでには、細部にわたってですね具体的な項目をあげて、またそれを当委員会がまた審議をするということになると思います。それで、ここにあの、ここに1番大きいやつがございますね、1番裏でございますけども、第4次鞍手町行財政改革大綱フレーム中間答申案とございますね。であの、右の方でございますけども、大分類でございますよ。大分類。これはいわゆる基本方針ですね。それから小分類。これが基本の目標でございます。それであの細分類、1番右端でございますけども、これ今、空欄でございますね。これは、細分類は、今、説明しましたように、行政側が、行政改革推進本部を作っておりますので、そこの部会でですね、こと細かにですね、具体的な項目を、改革項目をですね、してくると思っております。それでこの委員会でそれを審議をするということになろうと思っております。それであの、まあ様式は、こういった様式で良いということで、先ほどですね、承諾を得ておりますので、後あの、文書的なものですね、それから文言的なもの、そういったことにつきましてですね、何かこう、ご質問等がございましたら、よろしくお願いをしたいと思っておりますが。まあ、それとですね、前回までのですね、前回までのいろんな意見をですね集約しまして、この付帯意見をつけておりますので、そこら辺をですねちょっと目を通しいただければ幸いです。よろしくお願いたします。

何かないですか。いわゆる基本方針が4つと、それから基本目標ですね、基本的な目標が22項目あるわけでございますので、そこら辺、こう文言的、あるいは文書的にちょっと違うなというところがあれば、ご質問、ご意見を賜りたいと思っておりますが。はい、宮崎委員さん。はい、どうぞ。

宮崎委員

今いただいた資料19の基本方針がところですが、この1章から4章までのことに直接加味されるのかどうか、ちょっと分かりませんが、上の方にですね平成17年度から平成21年度までの財政シミュレーションではと、5年間のマイナス合計は約25億円にのぼると見込まれるということですね。この25億円をどんなふうに考えたらいいか。25億までは認めるというのか。あるいは25億を20億にするとか、あるいは15億にするとかいうことを目標にして、いろんな対策を講じるというのか。あるいは25億まで行ったらその先は、今度は黒字に転換するという形で考えてあるのか。そのあたりはどうでしょうね。

福本会長

それはこの委員会で決めないかとですよ。どういうふうにするかというのは。

宮崎委員

どんなふうにかえるのかだけです。

福本会長

はい、事務局。

諸富室長

あの財政シミュレーションにおいてですね、25億という赤字が出る。まあ極端に言いますと赤字ですね。赤字が出るのを、どういうふうな形で整理をするのかという考え方ですね。まあ単純に言いますと、言ってみれば歳入を増やして、なるべくその25億のですね、穴埋めをするという考え方が1つです。それともう1つは、歳出をですね絞り込んでいく考え方しかないと思うんですね、歳出を絞り込んでですね、その25億を少なくするという形になります。そういう考え方で行かんとですね、今の財政規模を縮まらせてですね、25億を少なくすることになるとですね、どうしても消極的な財政運営しかできないのではないかとこの考え方を持っておりますのですね、できれば考え方としては、今の経常的なものを絞り込んで、投資的なものについてはですね、努力しながら歳入を増やしていくという形でですね、維持をしていくという考え方で、基本的にはやらないかんとこの考え方は持っております。基本的な考え方としてはですね。

福本会長

そこがちょっとあの自分達とは、私とはちょっと意見が違ってくるところがあるわけですが、それはあの議員の立場からじゃなくてですね、委員会の立場から申し上げますと、我々はいわゆる行財政改革の推進委員会ですから、いかにしてその財政をですね、圧迫しておるものをですね、いかにしてこれを緩めていくかというところが1番の集中審議なんですよ。それで今、宮崎委員さんが、25億シミュレーションがあるぞと言われましたけれども、あの25億、このままこの状態でずっと行けば25億あるわけですよ。だからお金を使わない方法は、どういったことがあるのか。あるいは一般家庭であれば貯金があるから、まあ行政用語としては基金といいますけれども、この基金を取り崩して使うとかですね、いろんな方法があると思うんですよ。そこを今、課長は言われなかったけれどもですね、まあおそらく、この基金をですね取り崩して、これにまわさないかんとこの考え方はですね。それでも非常に足らんわけですよ。ただあの条例というのがございましてね、基金の運営条例。これをですね、ある程度、議会で議決をすればですね、ある程度のその、今非常に50何億あるんですよ。あの基金がございまして。それは1つのあの、いわゆる西川のものでかんがい用水の関係であるわけでございますけれども、あのこれのですね運営ですね、運営条例をですね作ればですね、これは運営ができるんじゃないかなと、そういうふうには思っておりますけれども、まだ町長が「うん」とは言っておりませんが、そういうところが、これからの課題になってくるんじゃないかなと思っておりますしですね、またお金を使わない方法とすればですね、いわゆる人件費の削減等ぐらいしかないんじゃないかなと思っております。だから具体的には今日は申しませんが、あの細分類の方で

ですね、後は行政の方が、4つの部会がありますからね、いろいろときめ細かくですね、具体的な項目については決めてくるとは思いますけども、それで、もし足りん場合はですね、うちの方で、この委員会の方で、いやまだこういったこともあるんじゃないかなということですね、是非是非言っていただきたいなと思っております。そういったことでございますでしょうか。はい、小島委員さん。

小島委員

50何億基金があると伺いましたけれども、その50何億の基金がですね、普通、私達一般で考えて、すごく余裕のある、私達で言ったら貯金か何かを持つとうような感じでしょうけども、その50何億がものすごく余裕のある、取り崩して、どんどん取り崩していってもですね、十分良いような金額なんではないでしょうか。それがとっても気になるんですけど。

福本会長

これですね、目的基金でありますからね、西川関係のポンプ場のあれにしか使えない訳なんです。けどですね、けど運用と、運用の条例を作ればですね、これはできん話じゃないと思うんですね。一部まあ、その言葉は悪いけども。

小島委員

目的から外れて使うということですね。

福本会長

そうですね。だからそういった目的外の運用ということになればですね、これはできんこともないと思いますし……。

小島委員

後の世の人から、あんなことに使っってから、その人たちは亡くなってるから、その人たちは責任はとれないよという形に……。

福本会長

だからまあ、それはですね、いよいよもう、この鞍手町がですね、にっちもさっちもいかないようになった場合のことであってですね、他にもまだ結構あるんですよ、基金が。1番当初ですね、シミュレーションする時に資料を差し上げておるとは思いますけども、あれはいくらだったんですか。基金は。金額は。53億以外に。

有松委員

資料の第6にありますね。財政調整基金とか資料の6にあります。

諸富室長

今、有松委員からですね言われました、資料6をちょっと見ていただけますかね。

財政調整基金等の状況というものです。これは、何と申しますかね、一般家庭で申しますと、へそくりを貯めたという部分とですね、それと目的をもってこれをどうしても貯めておかなければならない部分のものがここに記載してあるわけです。まあ一番上の財政調整基金というのはですね、自由に使えるものでございます。16年末現在で4億4919万6千円というのがございます。これは例えば、17年度の予算の中で、どうしても財政支出が出て、その財源の穴埋めという形で、財政調整基金ということで穴埋めをする部分が、財政調整基金であるわけでございます。まあそれ以外はですね、ほとんど目的基金。この目的以外に使えないという形の、まあなんと申しますかね、枠組み、規制があるという形のものでございます。で今言われます、下から2番目と1番下、この2つの部分がですね、かんがい揚排水施設基金という、これは西川改修の関係、西川のパイプラインの関係と、西川の揚水機が8機あります。その8機を維持運営するためのですね基金があるわけです。これは国から交付を受けたものです。これが、かんがい揚水の排水施設の基金が56億2439万9千円。それとパイプラインの水利施設基金、これは7億5322万1千円あるわけですが、これはあくまでも、この施設の改修とかですね、ポンプが、品物が末代まではある訳ではございませんのでですね、悪くなる場合はこれを使っていくという形でございます。そういう使い方はできます。ただ、今、福本委員長が言われるようにですね、この基金を使うことはできますが、また戻さなきゃならない。使えばなしという形には、なかなか今の状況でできません。借りることはできますけども、ただし借りてもある程度の金利をつけて借りるという形になりますので、そういう形では可能であります。以上です

福本会長

はい。あの、他に何かあります。基金が。ないですか。

許斐委員

それを当てにしようたら進まんきね。

福本会長

あのですね、実はあの、ここは産炭地ですからね、いわゆる産炭地ですから産炭地振興基金というのがあってなんですよ。これ県が持っております。直鞍地区、それから嘉飯山、田川、大牟田ですね。県内ではこの4カ所。私の情報では140～150億ぐらい、120億ぐらいですかねあると。だからそれをですね、是非ともですね、これは県の仕事でございますからね。地元の県会議員さん方に調整つけていただければ幸いです。またそこ中山口から今度きますよね、あの新しい道路が。それにも少しは使われると思いますけども。そういった県には、そういった基金がある訳です。町にも今、そういった合計79億、80億ぐらいの基金がある訳なんです。けど今、課長の話では使っていないけど返せよという話でございますので、そこら辺がですね、1番そのまあ、非常に頭の痛いところである訳でございますけども。

武谷委員

そういうものをちょっと当てにしないために、行革というものがあるし、考えておるんですからですね、まあ笑って、とつても和やかでいいんですけど、そういうことのないように、引き締めてしっかりと行革をしていかないと、だめじゃないかと思うんですよね。なんかこう、気持ちがゆっくりなるような気持ちですけど、どっちにしてもいい時代じゃないんですから、みんなで頑張ることができるものを、歳出歳入は、この細分類のところできっかりと勉強させていただきたいと思います。

福本会長

まあ、あの今ですね、武谷委員さんが言われましたけれども、本当にあの切羽詰まっておりますからね、これからいかにしてお金を使わない、あるいは、その使わない使わないと言いますとね、非常にまた元気がなくなってきましたからね。だからいかにして税収を上げるかと。まあ、あの藤井委員さんもいらっしゃいますけども、非常に企業の方ですね頑張っているらしいですよ、成功されているらしいんですけども、あの企業が営業成績が振るわん時には、必ず社長さんがどんどん名刺を配るわけですよ。営業に行くわけですね。いろんなところに行って仕事を持ってくる。これが社長の役目なんですよ。

許斐委員

いいですか。

福本会長

はい、許斐委員。

許斐委員

今までいろいろなことを聞いてきましたけれども、なんか寂しいなと。何故かというんですね、引き締めることばかり考えて、じゃあ、財源はどうするかと、財源はもう確保できませんよというような形で、この委員会をするならば、本当になんか寂しいなと。引き締めるものはですね、これは引き締めていかないとということになります。ただし、まあこの中に書いてありますように、財源確保をどうするのか。もうですね、鞍手の企業、いろんな、私も商工会の会長をしておりますけれども、本当にですね、税収はですね、少なくなっていると行政も分かっていると思います。それを考えますとね、まあ長期的になるのか、短期的になるのか、まああの、私達の鞍手町の隣ですね、宮田なんていうのは、もう国の基金いらんち言いようですよ。はがいいですね。鞍手黙っとくのかと。やはり合併がこういう形でおじゃんになったということであるならば、やっぱりこれはですね企業誘致、トヨタにおんぶされるような形でもいいんですよ。やはり鞍手をよくするためには、企業誘致をし、またですね未処理の土地があるということです。そういうものをですね、早くやっぱりこれは処分しながらでも、やはりこれは生き延びていく方法を考えていくことも必要じゃないかなと思うんです。だから、さっきから聞くと、税収はありませんよ。使う方はですね

削減していきますよ。という話ではですね、この委員会がですね、義務を果たさないんじゃないかなと。だから、行政にも私はお願いしたい。やっぱり、企業誘致というのはですね、家が建っても何もならんとですよ。もう私のあの友達も鞍手の隣にありますが、岡垣にいます。議員さんが。「岡垣大変でしょう」と言ったら、「なんで」と言うからですね、「いやあんたのともやっぱり企業がないから大変でしょう」と言ったら、「大変です。家は建ったけれども税収がない。」、だからやっぱり、今から先、生きていくためには、私は、商工会の立場で考えますと、企業誘致をし、そしてやはり働く者ですね、それをやっぱり確保してやらんと、鞍手町も人口が減るばかりじゃなかろうかと思うんですが、いかがなものでしょうか。説明が出来るものがあれば、ちょっと説明をしていただきたいと思いますと思うんですが。

福本会長

はい、事務局。

諸富室長

今、許斐委員が言われることは、全くその通りでございます。ただあの幸いにして鞍手町、今もうご存知と思いますが、遠賀川架橋、それと筑豊インター、それと福北ゆたか線が電化になりました。そういうものをですね生かしながらですね、やはり鞍手町の将来をですね、考えていかなきゃならんのかなという考え方をいたしております。それとお隣、宮田町のトヨタのですね、そういうものも併せて生かしながらですね、まあ、利用ができる土地をですね、十分利用しながらですね、鞍手町の将来の絵を描かなければならないとは考えております。全くその通りでございます。

福本会長

はい、薦野委員さん。

薦野委員

あのここで付帯意見を基にして、このように22基本目標、それまでも参考として作られたと思います。その中にほとんどが、基本目標は収納向上を目指しますとか、実現を目指しますとか、目指します目指しますばかり、これは結構なことだと思います。それでこれ1番最後の細分類というのがありますですね。ここで町職員あたりが行動をとるところでしょう。だからですね、ここで、このものがね、これがですね、町の職員、係長、また課長でもいいですが、こと細やかにこれが浸透しておるのかどうかですね。すなわち最初の時、やる気があるかないかという言葉がでてきましたですね。やる気がなくてもやってもらわれない。これは事実です。だから、やる気を持ってやらなければいけないことになれば、やっぱ町職員がね、こういうもの真から染み込んでね、そして、細分類の方に取組むようにしなければいけないんじゃないかなと思います。で、この中で、私、ちょっと細かくなりますけれども、あの、どこやったですかね。収納率の向上とかいうのがありましたですね。歳入のところで税がないから、少ないから。そしたらですね、使ったもの、町民が使ったものを確実に、この収納してもらおうと言わなければいけないんじゃない

いかなと思うんですよ。例えば、あの言ったかどうか分かりませんが、学校あたりに給食費というのがありますですね。これやっぱりね、課長さんとかね、給食センターの所長さんあたりが家庭訪問して廻ってあると思います。それは努力してあると思います。けれどもどうしてもボーダーラインの方たちも居られると思うんですよ。そういう方たちの家庭をね、どうするかということもやっぱりよく考えて、収納というか、ここで不利益性というような言葉があるように、無理して出しておる家庭もあれば、出せる能力があって出さないと、私は家庭があると思うんですよ。それは過去の間はずっときておりますから、どこかの時点で払ってないで、それをずーと、ここばかりやらないんです。よその市町村もあるんです。これ。だからそれをどこかで見逃してきたから、このまんまでずっと納めないで来た人も居ろうと思います。ただし、今言ったように、ボーダーラインの人たちはですね、これはやっぱり人権。人間最低限の生活を有するというのがありますからね。それだけは保障してやらないかんと思います。そういうようなね、あれの心構えがね、職員たちにしっかり浸透せないかん。もう1ついいですか。ちょっと話が飛びますが。いいですか。私ね、あの統廃合の廃止とか、施設の改善とかありますですね。これ言っていていいですか。一括していいですか。私が思うとはですね、いつも気になるのはですね、鞍手分校がものすご気になるんですよ。鞍手分校が。それで鞍手町の住民の生徒さんというのは、結構少ないんですよ。他町の生徒さんが結構居るんですよ。それで、鞍手町立というのを含んだるために、鞍手町が施設設備費あたりを納めないかんわけですよ。そういうところを考えた時にですね、じゃあ、あなたの町はこれだけ来ておりますから、これだけ納めてくださいと。今年はそうかもしれませんが、2、3年後には生徒は来てないかもわかりませんから、お宅はなんぼということは言えません。どうしても鞍手町が被ることになると思います。だからここをですね、何とか、県とか文部科学省とかちょっとわかりません。出来た経緯というのは、何か、文部科学省が何かかんでいたというような話も聞いたことがありますけども、私らは国会議員じゃないから秘書がおりませんので、調べる間がないからわかりませんが、噂で。そういうのを考えたらですね、あの、やはり県なりにですね、なんかその、廃止というのは卒業生、在校生が居りますからね、これいけないと思いますけど、せめて鞍手町立というのを、ちょっと除けてもらうというか、県立だけにしてくださいね、町立をやめたらですね、町の負担金はなくなる。結構、年間年2000万から3000万くらいのお金を施設設備費として納めておるんじゃないですかね。我々わかりません。それと人件費のこともありましようし。そういうところを機会あるごとに、何かこう役場としてもね、県の方に交渉といいましようかね、してもらったらいいんじゃないかな。廃止というのはできませんからね、やはりそのところはよく考えて、卒業生あたりの名簿というのは本校に保管してしまうとかね、鞍校に保管してもらうとかね、いろんな方法があるかと思うんですよ。頭を絞れば、知恵を絞れば。そういうところはちょっと細かく言いすぎましたけども、ちょっとそれが気になります。そういうところもやっぱりこの細分類というところを考えてですね、動きやすいように動いていただきたいと思います。

諸富室長

今、薦野委員の言われた、2番目の最後の質問ですね。これは実は正直言いまして、6月の議会の中でですね、まったく同じ質問ができました。その答えを教育長が答えら

れたわけですが、毎年ですね、県の方に、移管をお願いしているとの話です。いつもしているけどなかなか成果が結びつかないという状況がございます。職員でですね、努力をいたしております。今後はどのような形ですね、整理をしていくのかという問題だろうと思いますが、そういう形ですね努力はいたしております。それともう一つですね、職員全体の取組みがないと、なかなか行革は成果があがらないぞという形でございます。私も、何回かご説明申しあげましたが、資料の1の中でですね、今回の第4次の鞍手町行財政改革の体制図という中で見てもらうと分かります。職員全体でですね、この計画づくりから全部取組むような形にいたしておりますので、本当にやる気を持ってですね、やっていきたいと考えておりますのでご理解いただきたいと思っております。以上です。それと、議会広報の中で一般質問の分がでてきますよね。そういう形ですね、多分、この6月議会のものが、議会だよりというのが、議会が終わった後にですね編集されまして、住民の方に配られますので、そのあたりも参考にさせていただければと考えております。教育長が答えておりますので。ただあの、今みたいな形ですね実際どうなのかという、いろいろな施設がございます。その分も含めてですね、鞍手町の将来の公共施設のあり方というのは、今回の行革の中に組み込んでいきたいと考えております。以上です。

福本会長

はい、亀井委員さん。

亀井委員

あの推進本部の方から出された素案について、3つの、3回の委員会の中でですね出されたものは、大体精査をされて、されておりますので、基本的には私は、この方向でいきたいというふうに思っています。ただあの前回もちょっとお話をしたわけですが、この素案を見る限りではですね、まあ一応改革の理念と申しますか、そういうものがある程度具体的に、こう出てるなというふうに思うんですが、ただイメージ的に、まああの、第3次鞍手町の総合計画、後期の基本計画の中に、やさしさと躍動感あふれる快適生活拠点都市という点で、今の現状を照らしてみるとですね、これは大変なことやなと私は思っています。それぞれ委員の皆さん方から、まあいろいろ、企業誘致とか、それから町全体を見ても活力がないとかですね、それから先ほど行政の側から報告がございましたが、財政面からですね、例の駅前開発の結果としてですね、そういうふうに至らなかったことからくる、その人口の予測というものはずれがですね、具体的に出ておるわけですが、先ほど、どなたかの委員もご指摘をいただいておりますように、金がない、金がないということでマイナスのイメージだけがですね一人歩きして、いわゆる攻めの発想でのですね、改革の指針をどう作っていくのかと。具体的にいわゆる基本目標を立てていくのかということが、特になんていいですかね、これから9月にかけて改革本部で議論をしていく中でですね、特に重視をした問題としてですね、いわゆる活力ある人口増のさらに快適な生活空間をですね、しっかり作り上げながら、よそからの人たちが鞍手に住みたいと、こういうふうなまちづくりをですね、是非目指した計画を立てていただきたいというふうに思

っています。これがないければですね、もう特に大事な収入増の攻めの発想になりませんのでね、是非お願いをしたいというふうに思っています。まあ、いろいろ言いたい事があるんですが、これから具体的にいよいよ本番としての議論は細分類の中で出てくると思いますが、そういうところでまた、是非参加をさしていただきながらですね、意見を述べさせていただきたいというふうに思ってます。以上です。

福本会長

はい、ありがとうございます。まああのですね、あの具体的なですね、まあ小さいことですね、細分類とありますけども、具体的なことについてはですね、まあ、いろんなことがあろうと思います。ですからまあそれの方がですね、はっきり具体的にわかるからですね、そこら辺が皆さん方おそらく得意中の得意であろうと思っておりますので、まああの、これをですね中間答申であげましてね、そして今度は推進本部がですね具体的な細部分にわたってですね、諮問をしてきますので、それが9月の中旬でございます。ですからおそらく9月の下旬ぐらいにはですね、そういった細部分にわたっての審議をしなくてはならないのではなかろうかと思っておりますので、その時にですね、是非とも具体的な多くの意見をですね言っていたきたいなと思っておりますし、今あの、許斐委員さんも言われましたように、あの住宅増とか、それから企業誘致とか、そういったこともですね、おそらくこの細分類の中では入ってくると思いますが、だから具体的なですねことをですね、1つよろしくお願いをしたいと思っております。それと、またあの、なんと言いましょかね。この鞍手町の行財政改革推進委員会ですね特徴といいましょかね、目玉といいましょかね、何かこう鞍手町はこれをやるんだぞというようなですね、その目玉。これが必要でないかなと思っております。どこでも同じような事でもしよってもだめでしょうからね。だからまあ、北九州と隣接した土地でありますしね、インターチェンジも来るし、遠賀川にも今度、橋も架かりますし、鉄道もありますしね。立地的には非常に良いところありますからね、何かこう目玉というかですね、この鞍手町の行財政改革推進会が出した目玉というのがですね、私は欲しいと思うんですよ。だから、その言葉は悪いけども、特色といいましょかね、それを是非ですね考えていただきたいなと思っております。具体的な目玉をですね。それが今度は、いわゆる行政側が細部にわたってですね、出してきた諮問についての審議をする時にですね、是非ともその審議段階で、その目玉といいましょかね、特色のあるですね改革のですね具体的な事項をですね、是非考えていただきたいなと思っております。まああの、いろんなことがあると思いますけども。はい、添田委員さん。

添田委員

よろしいですか。あの、話が元に戻って申し訳ないんですけどね、行財政改革を推進していくっていう以上、どっかにベースを合わさなきゃいけないと思うんですよね。そうすると先ほどから話が出てましたけども、入るを持って出すを制すってというのが、まあ財政改革の基本ですわね。それが厳しければ厳しいほど、やっぱり出す方を惜しまなきゃいけないってというのは基本的な問題であって、企業だって全部そうなんですよ。ただあの、許

斐委員さんなんかの言う意見もわかりますけど、先に希望がないという言い方もわかるんですが、その現在、当面どうするかという問題ですね。そうしますと、その基金があるとか、その他隠し金があるとか、そういうのはですね、あまり頭の中に入れてもらうとね、その、充てにしちゃってだめなんですよね。だからもう何もないうっていう前提でね、その財政改革をどうするかという視点に立ってもらわないと、あの金があるから、もういよいよならあれから出せばいいじゃないかっていうことになるね、だんだんやっぱり改革のテンポが遅くなるし、甘くなっていくし、そういうことでは本当に望んでる改革にはならないんじゃないか。だから、この中を見してみると人員削減の問題とか、人件費の削減の問題とか出てきます。そういうの厳しいわけですよ。だから厳しいわけですから、それだけで良いうってわけにはいかないんでね、じゃあ公共事業も削減していこうかとか、補助金も削減していこうかとか、すべてがやっぱり削減の方向に行っちゃうわけです。それで今あの、会長もちょっと話されてたが、インターができる、橋ができると、そのこれは確かに良い方なんですけど、それによってどう潤うかっていうね問題は、また別の問題ですわな。逆に言えば、インターができて通行する車は多くなるか分からんけど、その定住する人は少なくなるかも分からん。逆の面だって有り得るわけだから、橋ができたからどうだって、車はどんどん通るでしょうけど、定住する人はいるのか、定住するためにはそれなりの用地がいる。それだけの施設がいる。そういうところを町としてどういうふうに捉えて今から準備するのか。そういうところがまだ、骨組みができてないところで進んでおったんじゃない、なんかこう、おかしくなるんかなという私自身がそういう気持ちです。

福本会長

はい、事務局。

諸富室長

ですからさっき、私が最初にお話申し上げたのは、基本的にはフレーム、財政シミュレーションのフレームの中に25億というのは、これは当然皆さんにお示ししました。その分をですね、どうするかということだと思っただけですね。で、まず歳入については、行政経営の視点による危機を克服できる安定した財政基盤の確立という形の中でですね、基本的には、財源確保、例えば、未利用地の処分とかですね、企業誘致、法定外税の新設とか、超過課税の実施等で歳入を図るという形。歳入でどの程度25億を減らすかという部分。もう1つはですね、やはり歳出の部分でですね、経常経費というものを絞り込んでですね、これはあの何といいますか、町の活性化のですねマイナス要因にはならないという形で、歳出部分の経費をどうにかしていくという考え方。それともう1つはですね、投資的経費、これを削り込みますとですね、非常に、先ほど心配されていますように町が縮こまってしまいます。これはやっぱり私どものせっかくのロケーション。遠賀川架橋の建設と、筑豊インター、福北ゆたか線などのロケーションを生かしてですね、整理をしないといけないという形がございますので、投資的経費の部分については、そんなにですね削り込むのはどうなのかなという、そういう基本姿勢を持ってですね、今度の行財政改革にあたりたいと、事務局サイドとしてはですね、そうい考え方であたりたいという気持ちで、最初お話を申しあげたわけですね。まあ、そういう後にですね、いろいろご意見をいただきま

したけども、基本的には、私どもそういう基本で取組みたいがという気持ちを持っております。以上です

福本会長

はい、どうぞ許斐委員さん。

許斐委員

今あの、総務課長が言われましたように、縦貫道路並びにその遠賀川架橋ですか、これが架かるということでございますので、このですね、用途のですね見直しは、これは言っているかわからんですが、されるということは議会の方でもされておるのでしょうか。これをしないとですね、さっき言われたように道通るだけかということなんですが、いかがでしょう。

福本会長

はい。それは私が答えましょう。私が一般質問したから。それで。用途の見直しはですね、私も一般質問をしました。町長の答弁は反対ではなかったです。でも慎重なる答弁をしてありましたけど。だからまあ、用途変更はですねこれからも絶対大事ですからね、それはあの、奇しくも議会の方からも議員の方からも言うておりますし、後は行政側が早くされるのか、それから駆け足でされるのかということはそのわかりませんが、悪い答弁ではなかったと思います。ただあまり早い答弁でもないような気がいたしてありましたけども。

添田委員

急ぐ必要はないけども、やっぱりあのこれができたら、こういうものをここにこうするんだってというようなね、そういう所がやっぱりある程度絵を書いとかなないとね。出来上がってから、さあ、あれしようこれしようっていうんじゃ、とてもじゃないけど、大変な労力があるから、それが1つできるという実現の可能性があるならば、それに伴ってこういうことをやっていこうという、何らかの絵を書いておかないといけないと思うんですよ。それが1つ絵を書けていけば、それがまた町民の皆さん方に自然と浸透していけば、それが希望になるじゃないですか。

福本会長

あの、町でですね、町で例えば、何かの施設を作って運営するという場合はですね、あの確かにそういったことがあるでしょうけども、町には金が無いわけですから、民活ですね、民間の活用もなからんとなかなかできんわけですよ。例えばスーパー作るにしても、町ではできませんからね。だから民間の資本もいるわけですよ。その時に鞍手町は、今度は橋ができるな、インターもできるな、鉄道もあるなということをですね、民間のですね人たちは、そこら辺をよく目をつけるわけですよ。そういう時に例えば、大きなスーパーがよし来るぞという時に、その時に用途変更できんわけですよ。だからもう皆さん方も知ってあると思いますけども、用途の無指定のところを探すわけですね。無指定のところ

を探せば、まあ、おのずとこう縮小になってくるわけですね。この沿線沿いは産業道路があるでしょう。その沿線沿いは用途地域が今、決定してありますので、そこら辺の変更をしないとですね、そういった大きなショッピングセンターとかというのは作れないわけなんですよ。これは法的に。だからいつも民間が、民間からそういった話があるんですけども、途中で話が切れてしまうというようなことになってくるわけですね。まあ一長一短はあるでしょうけども。やはりあの用途変更というのは大事だと思っております。それからあの・・・。

添田委員

そういうやっぱ絵を書いとかなとですね、その時になってばたばたしたってできんやないですかね。

武谷委員

ちょっといいですか。

福本会長

はい、どうぞ。武谷委員さん。

武谷委員

あの皆さん、固い話をされてる時にここで話すべき話ではないかとは思いますが、こうしてあの、行革も始まっておりますし、皆、一生懸命に取り組んでおるんですけど、今、薦野委員からも言われましたけど、それぞれの人はどんなに考えてるんやろうか、ていう話もそれも続くかもしれないけど、まずあの公表公表っていうのがですね、よく出ております。それで町民の皆さん方に1人ひとりそういうことは言われませんが、またこれ細かいことなんですけれども、役場に入ってきました、まず住民の方々が笑顔でちょっと顔がいましたらですね、笑顔で、笑顔をちょっとこう向けて、その時にこうじゃなくて、ちょっと頭を下げるとか、そうしてそういうところから笑顔を公表して行って、今は行革が始まると、なんか本当役場に行けば、皆が笑顔で何か本当いいなっていうような、そういう細かいことなんですけど、なんか馬鹿みたいになって思われる方もあるかもしれませんけど、そういうところから順々に脳の細胞も活性化してくるんじゃないかと思っておりますので、何か役場に行ったら、行革が始まったら変わったなっていうそういうところからですね、あの勉強していくのも大事なことじゃないかなあと思うんです。あの偉い人はそれなりに勉強しておりますし、そうすると皆もやっぱり住民の皆さんも、皆、笑顔で接していこうという、なんか明るい町の一步にもなっていくんじゃないかと思って、本当おかしなことなんですけど、すみません。

福本会長

はい、どうぞ。

五百路委員

あの、よくは分からないんですが、私も一応、薦野委員とですね、賛成と思います。まずあの、いつも言ってるのが歳出を減らして歳入を増やすと、そういう考えで皆来ているみたいですが、やはりあの、滞納をですね、例えばあの、滞納者の、滞納者に係る検討委員会等も一応、第3次でやっておりますが、これはやはりあの、滞納金というんですかね、あれはかなりあると思いますね。それもやはりあの、それからしていくのが財政改革の第一歩だと思いますが、あの減らすということはですね、やはりあの、先ほどおっしゃったように町の改革にも元気がなくなりますよね。それよりもやはりあの、取るっていう言葉はおかしいんですが、滞納の分ですね、滞納金、未納金。あれからやはりあの、していくのが第一歩じゃないかと思いますが。

福本会長

はい。あのおそらくですね、細分類ですかね、そういった中にそういったことも入ってくるんじゃないかなと思っております。是非入れないかんですね。だから入ってない場合はですね、どんどんこう言っていただければいいと思いますし、あの未納金もたくさんあるんですよね。いろんな種目があるでしょう。例えば校納金とか、給食費とか、国保税とかですね、いろいろたくさんありますよ。それなりにあの、職員さんたちは一生懸命やっておるとは思いますけどね。残業しながらですよ、やってるおるとは思いますけども。まあ、現状はなかなかですね解消できないところがあるみたいです。

許斐委員

1番難しいことですね。

福本会長

難しいですね。

許斐委員

これが1番恨まれます。言った方が恨まれます。なかなか難しいですね、これは。難しいですよ、これは、本当。

小島委員

頑張ってる町民、払っていない町民がいるわけですよ。

福本会長

はい、どうぞ藤井委員さん。

藤井委員

あのまあ、今日大体、大まかな答申案が決まりつつあるんですが、1番大事なのはですね、私思うんですけども、案っていうものは結構計画ができるんですよ。それを後チェックする人が、どうやってチェックするかというのが1番重要やないかと思うんです。で、まあ、チェックをしてそれを見直すというふうなサイクルですよ。ですからまあ、今日、

後、細分類の方が各専門部会で決まってくると思うんですけど、それをチェック体制、それをしっかりやっていただきたいと私は思っています。

福本会長

はい。

事務局

あの、付帯意見の中にも入れておりますようにですね、担当の専門部会や担当の部署などの、きちんと主体を明らかにいたしましてですね、PDCAサイクルの中でそういった見直し、そしてこの委員会へも、そういった結果を報告していきながらですね、ご意見をいただくような形で、常にその、見直して実効性を高めていくというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

福本会長

はい、どうぞ亀井委員さん。

亀井委員

あのですね、ちょっと言い忘れとったんですけど、いわゆる推進本部にお願いなんですけどね、実は、あの巷でいろいろ噂が、行革の問題について、いろいろ意見があるんですよ。その中で、馬鹿お前、一生懸命ここでやってみたって、どうせいわゆる町村合併がね起こってくるんで、そんなのはお前。という話も、実には耳にあったとですたい。ところがよく考えてみますとね、1市4町から始まって1市2町のいわゆる合併ですよ。いろいろ要因があって崩れたのは間違いないんですけども、崩れる過程の中でですね、非常に、もう、お前のとことは一緒にせん。と、まあ直方でもそうですけどね。その結局、なんか鞍手町にいわゆる元気さがなくなかね、簡単に言えばこういうふうな。そういう感じの話が多かったんですよ。だからだめなんだとこういうふうな言い方やったんですよ。つまりお荷物になるという……。

福本会長

うちがですか。うちはならんと思いますけどね。

亀井委員

いやいや、そういう言い方がね。かなり。

福本会長

ああ、向こうは向こうですね。批判してますからね。

亀井委員

そうそう。いろいろあるんですたい。私はそういう話を聞きながらね、さて、そのどう考えたらいいのかなと、いろいろ考えた末ですたい、ああ結局、この鞍手町のいわゆる活

力あるまちづくりをね、どうするかということが、そのこの行革や、あの町村合併のいわゆる活動を通して明らかになったと思うわけですが、だから我々、今からそのことを1つは念頭に置きながら、まちづくりをしていかないかなと、こういうふうに私は感じました。だから、基本的にはどこでもそうなんです、あそこはやらんよという話が、ここだけやないですけどね、あちこちにあるじゃないですか。そういう、その意見が出ないよなね、町にしていかなければいかなというふうに思っています。そういう観点をはっきり据えてですね、いわゆる推進本部では、様々なこれから行われる具体的な内容についてですね、検討していただいてね、他町に誇れるような1つ成果をですね、是非、その作っていくということが非常に大切やないかと思えます。それともう1つは補助金の関係でちょっと触れたいと思うんですが、あの聖域なき補助金の見直しですか、これはやらなきゃいかんと私は思ってます。ただ、いろいろあろうと思えますが、それぞれ事情があって、ちゃんと説明がつく分はいいと思うんですけどね、まあ少なくとも、住民の皆さん方が、なるほどと言われるような、そういう結果を是非求めたいというふうに思ってます。つまり聖域なき財政改革ですから、そういうことを簡単ですが、お願いしたいと思えます。以上です。

福本会長

はい、事務局。

諸富室長

あの、今回のですね計画につきましては、まあ第3次は、合併の協議の中でですね、なかなか進まなかったという話をさせてもらってですね、この4次の計画についてはどうなのかという形のご質問がございました。初日の会議の時にですね、その時私がお答えさせていただいたものは、合併あるなしに関わらず、この計画を進めていくという形で考えておりますと話をさせていただきました。そのあたりご理解をいただきたい。2点目につきましては、まちづくり。言われるとおりです。やっぱりどこからも好かれるようなまちづくりという形が大事なかと、考えておりますが、あの合併がですね壊れたものは、やはりそれぞれの町の事情で合併ができなかったというものでございまして、鞍手町がですね、嫌いだから断られたという形では、私は考えておりません。まあ、そういうまちづくりをしていかなければ、誰からも好かれるまちづくりという形をですね、考えていかなければならないと考えております。ただあの、この分はですね、今回の行革には全くの関係ないとは、私、申しあげませんが、次に考えられます、第4次の総合計画マスタープランの中でですね、まちづくりを考えていくべき分だろうと思えます。また改めてですね委員さんが出てきますので、その委員さんの、皆さんの力を借りながら、新しいまちづくりのための計画を作っただけだと考えております。それと補助金。言われるとおりです。あの私どもも、事務サイドもですね、町長の方から聖域なきものでですね、計画づくりをやってくれというものを指示されております。言われるとおりです。補助金も含めてですね、そういう聖域を設けずに計画を作って、皆様にですね提案をしていきたいと考えてます。以上です。

福本会長

はい、わかりました。他にご意見ございますでしょうか。宮崎委員さん。

宮崎委員

時間もあんまり無いようですが、私はあの、先ほどからあの薦野委員の出されました、今度の細分類ですか、そういうあるいは専門部員の方たちにですね、今まで、今回4回までやったんですが、この議事録を整理されて、ポイントをピックアップしてですね、そして皆さんに委員会ではこういう意見が出たよということを、やっぱり周知徹底することがまず大事やないかなという具合に思います。それで、この細分類ができた時にどんなふうなそのチェックというか、検討委員会を作っていくのか知りませんが、いっぺんにどーんと出されてもですね、なかなかこれうまくいかない。まあいいわ、やっつけでやるか。というようなことではこれはまたいけませんのでね、その辺りのやっぱり出し方というか、皆さんに検討していただくことも、十分検討していただいて、審査のし易い、1つ、提出の方法を考えていただきたいなという具合に思います。以上です。

福本会長

はい、事務局。

諸富室長

この委員会ですね内容につきましては、ホームページ等で知らせております。ですから職員も当然見ていると思いますが、今言いますようにですね、非常にこの会議のボリュームがあります。そのあたりは整理をしながら、職員の隅々にまで行き渡るような形ですね、努力をしてみたいと考えております。それと2点目の検討の方法ですが、具体的にはまだ考えておりませんが、小さい委員会に分けてするのかですね、いっぺんで出すとなかなかですね、非常に難しくボリュームがありすぎますので、やり方は、中間答申をいただいてですね、私どもが原案を作って出すときに、委員長と相談しながらですね、進め方は協議をしてみたいと考えております。以上です。

福本会長

よろしいですか、意見、ご意見の方は。それではですね、あの今日の内容をまとめたいと思います。この資料19番でございますね。中間答申の内容でございますけども、この資料19番のとおり、様式と文書の文言ということで、これのとおりですね、町長の方に答申をしたいと思いますがどうでしょうか。よろしいでしょうか。

「はい」という声

ありがとうございました。そういうことで、この19番の方をですね、町長の方に答申をいたしたいと思っております。

添田委員

これがちょっと気になったものですから、文言が。

福本会長

はい、どうぞ。

添田委員

検討結果を公表するというふうに、皆、書いてあるんだけどね、公表する、その相手方というのは、町民全体を目指しているのか、ある一部の人を目指しているのか。どちらなんでしょうか。

福本会長

町民ですね。インターネットでも公表します。

添田委員

インターネットを使うとか、この前言われとったけどね。そういうことですか。はい、いいです。

福本会長

じゃあですね、あの中間答申をですねするわけでございますけども、ちょっとそこら辺、事務局の方からちょっと説明を、答申の仕方をね。はい。

事務局

答申につきましてはですね、このまあ、この資料19を答申書として、会長の方から町長の方へ手渡していただくというふうに、あの諮問の場合と逆の形になりますけども、次回、第5回目を開催して、そこに町長出席のもと中間答申を行うというような形で考えてますが。いかがでしょうか。

「はい」という声

それで時間的にはあまりかからないと思います。一応まあ、具体的に読み上げて町長の方へ渡していただくということになりますが、元々のスケジュールがまあ、7月には中間答申ということにしておりましたので、次回、5回目の中間答申の日というのは、できれば7月中に設定をさせていただきたいというふうに思ってるんですが。まあ、次回の開催予定のところになるんですけども、まあ事務局としましては、28日、木曜日はどうでしょうかということ、ちょっとご提案したいんですが。

福本会長

あのですね、あの答申をですね、いわゆる皆さんのですねこの前でですね答申をしたいんですよ。あの町長席で「これ、はい。」という訳にはいかないでしょうからですね。だから、まあできましたら、その答申だけですから20分ぐらいだと思いますけども、7月の2

8日にですね、このいわゆるこの会議を開いて、この場に町長をお呼びして、そして答申書を読んで、お渡しをしたいと思いますが。時間の方どうでしょうかね。

許斐委員

何時。やっぱり10時ですか。

事務局

一応、10時、この場所ですということでしょうか。

宮崎委員

町長の都合はいいんですか。

事務局

28日、午前中は空いておりますので。

許斐委員

じゃあそうしましょうや。

福本会長

よろしいですか。28日の10時からということでもいいですか。

「9時は」との声

許斐委員

9時が良ければ、9時でもいいですけど。

事務局

あの、こちらとしては9時でも構いませんけれども。

福本会長

それじゃあ、9時ということでもよろしく願います。

事務局

28日の9時にこの場所ですということをお願いいたします。

福本会長

案内するんでしょ。一応また。

事務局

はい。案内をまた送らせていただきます。

福本会長

やっとですね、中間答申もですね出ましたので、本日ですね、いろいろとあの、大変いろんなご意見もございましたけども、本日の会議はこれで終了したいと思っております。本当にありがとうございました。